

# 確定申告のお知らせ

《詳細》 室蘭税務署 ☎22-4151  
市・市税課 ☎25-2294

## 申告会場の開設 (土・日曜日、祝日を除く)

### ■ 室蘭税務署

所得税の確定申告 2月16日(火)～3月15日(月)  
9:00～16:00

※混雑緩和のため、入場には整理券が必要です。整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

### ■ 市・市税課 (広域センタービル)

市・道民税申告  
所得税還付申告 1月18日(月)～3月15日(月)

所得税の確定申告 2月16日(火)～3月15日(月)

※2月16日から申告の期間が重なり、混雑状況によっては1時間以上お待ちいただく場合がありますので、早めに申告してください。

※来場者が多数の場合、順番に電話でお呼びしますので、密を避けるため会場の外でお待ちください。携帯電話をお持ちでない場合は、別途対応します。

※蘭東支所は、申告書の配布のみ行います。

## 新型コロナウイルス感染症対策

パソコンやスマートフォン、郵送で申告することもできます。感染症拡大防止のため、ぜひご利用ください。

申告会場に来場する際は、以下の感染対策にご協力をお願いします。

- ・会場では、マスクの着用と手指消毒を行う
- ・37.5度以上の熱があるとき、体調が悪いときは、来場しない
- ・付き添いが必要な人以外、本人、または、代理人が1人で来場する
- ・北海道コロナ通知システム、新型コロナウイルス接触アプリ(COCOA)を登録する



## 申告の相談、まずはお電話で

税務署では、自動音声により電話案内を行っています。自動音声で「0」を選択すると、確定申告電話相談センターの職員が相談に応じます。

《詳細》 室蘭税務署 ☎22-4151

## マイナンバーの記載が必要です

申告書には、申告をする人や扶養親族の人などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書などを提出するときは、申告者の本人確認書類の提示、または、写しの添付が必要です。(控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者の本人確認書類は不要)

※e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告書などを送信した場合は、本人確認書類の提示、または、写しの提出は不要です。

## パソコン・スマートフォンでも申告書の作成と申告ができます

所得税や消費税などの確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信、または、印刷して郵送で提出することができます。

## 医療費控除は明細書の添付が必要です

医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

また、医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときには提示や提出を行わなければなりません。

なお、「医療費控除の明細書」の添付を医療費の領収書の提示、または、提出により代えることができる経過措置は、令和元年分で終了しました。

## 確定申告で障害者控除を受けられる場合があります

65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の基準を満たしていれば、障害者手帳を持っていなくても、障害者控除の対象になる場合があります。

《詳細》 市・高齢福祉課 ☎25-2861

## 令和2年分の法定調書の提出は2月1日(月)まで

- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

《詳細》 室蘭税務署 ☎22-4151

- 給与支払報告書(個人別明細書・総括表)
- 退職所得の特別徴収票

《詳細》 市・市税課 ☎25-2706

税務署に提出

(e-TaxまたはCDなどの光ディスクも可)

受給者の住所地の市区町村に提出